

平成30年度都道府県単位保険料率について

平成30年1月17日

保険料率決定までの流れ

運営委員会における平均保険料率の議論 【平成29年12月19日(火)】

政府予算案(平成30年度)の閣議決定

各支部評議会の開催(都道府県単位保険料率の変更についての意見聴取)
【平成30年1月11日(木)~1月19日(金)】

支部長から理事長への意見の申出

運営委員会における都道府県単位保険料率の議論 【平成30年1月29日(月)】

料率変更について、厚生労働大臣へ認可申請

厚生労働大臣の認可

料額表等の送付、ホームページ掲載、新聞広告等による広報の実施 【2~3月】

協会けんぽの収支見込(医療分)

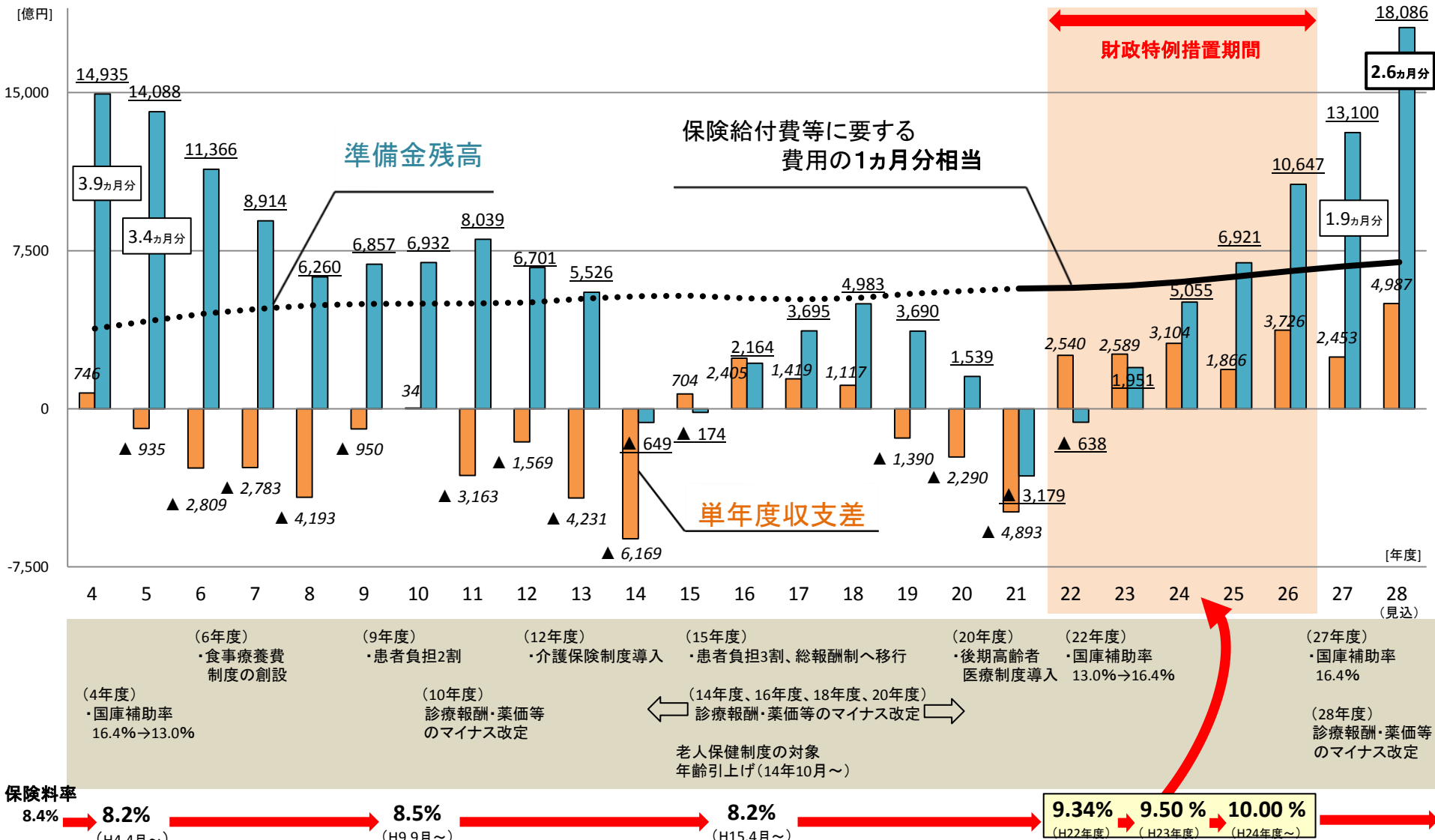
(単位：億円)

		28年度	29年度	30年度	備考
		決算	直近見込 (29年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (29年12月)	
収入	保険料収入	84,142	88,115	91,424	24-29年度保険料率： 10.00% 30年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,897	11,343	11,846	
	その他	181	170	198	
	計	96,220	99,628	103,468	
支出	保険給付費	55,751	58,487	60,947	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 拠出金対前年度比 ▲ 217 + 1,182 } + 965 ▲ 661 </div> ○30年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 30年度均衡保険料率： 9.50%
	老人保健拠出金	0	0	—	
	前期高齢者納付金	14,885	15,495	15,278	
	後期高齢者支援金	17,699	18,352	19,534	
	退職者給付拠出金	1,093	1,066	405	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,805	2,313	2,794	
	計	91,233	95,714	98,957	
単年度収支差		4,987	3,914	4,511	
準備金残高		18,086	22,001	26,512	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)

○ 協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。



(注) 1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。
- 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率
(20年9月まで)

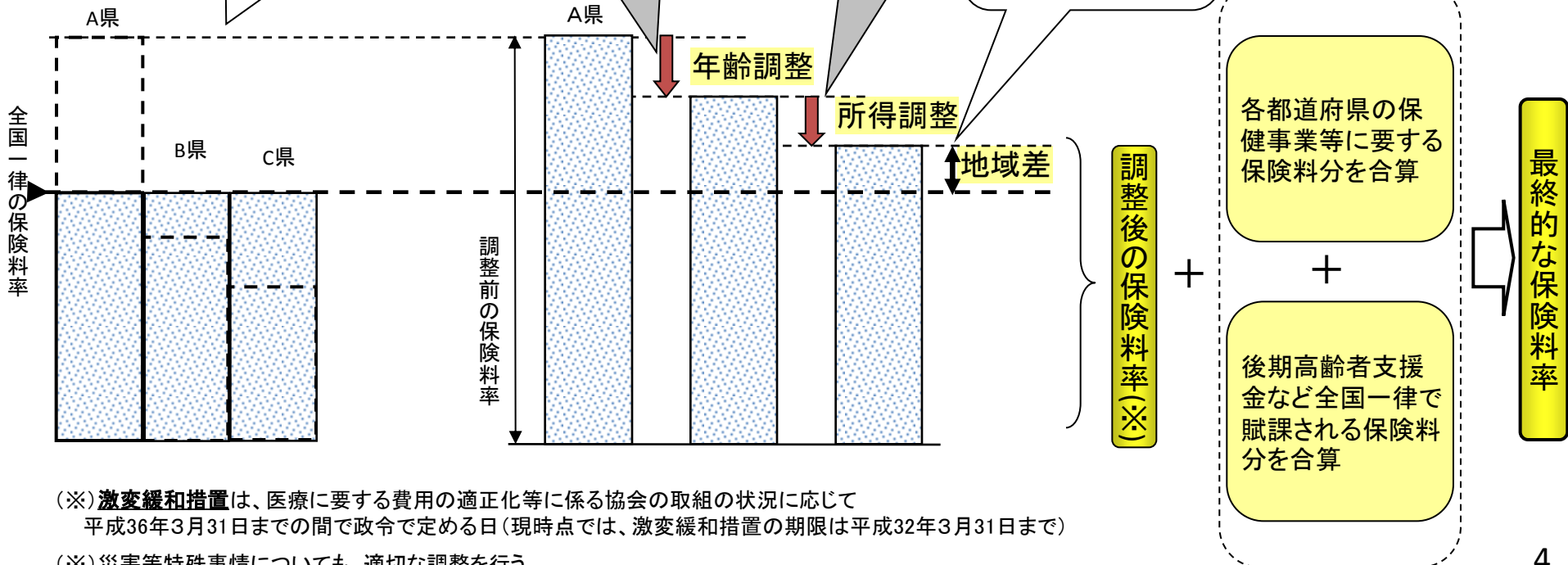
都道府県単位保険料率(20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



平成30年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 平成30年度は、平成28年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- 激変緩和率は7.2/10（現時点における予定）
- 4月納付（3月賦課）分の保険料率から新たな保険料率に変更

保険料率の算定方法について

- 都道府県単位保険料率は、平成28年度の各都道府県別の医療給付費、年齢階級別加入者数、総報酬等をもとに、
- ①年齢調整、所得調整を行い、
 - ②激変緩和率で調整し、
 - ③共通料率（全国一律）を加算し、
 - ④平成28年度の支部別収支（実績）に基づく精算分を反映し、
 - ⑤支部事業計画の特別計上分を支出に含めることで、算定している。

宮崎支部の保険料率算出について

①支部毎の医療給付費にかかる部分

支部医療給付費

支部総報酬額

支部医療給付費についての保険料率
(年齢・所得調整前)

49,586,426,325円

823,688,141,399円

6.020% (全国平均5.166%)

宮崎支部の医療給付費についての保険料率は
全国で11番目に高い。

	平成29年度	平成30年度	差
宮崎支部医療給付費 ① (料率セット時見込み) (百万円)	48,108	49,586	+1,478(+3.07%)
宮崎支部総報酬額 ② (料率セット時見込み) (百万円)	789,007	823,688	+34,681(+4.40%)
支部医療給付費についての料率 ①/②	6.10%	6.02%	-0.08%

宮崎支部の保険料率算出について

②年齢調整

年齢構成を協会の平均と比較した場合の医療費との差額を調整する。

●全国平均の加入者1人当たり医療給付費 × 宮崎支部加入者数
 = 119,720円 × 414,846人 = 49,665,363,120円 …(A)

- 宮崎支部年齢階級別の加入者数に
 全国平均の年齢階級別加入者1人当たり給付費を乗じた額を合計した額

年齢構成	宮崎支部加入者数 (30年度見込み) (人)	全国平均の医療給付費 (30年度見込み) (円)	加入者数 × 医療給付費 (円)
0～4歳	23,974	178,521	4,279,862,454
5～9歳	25,861	89,551	2,315,878,411
10～14歳	25,187	68,424	1,723,395,288
15～19歳	26,299	54,112	1,423,091,488
20～24歳	25,879	50,950	1,318,535,050
25～29歳	26,075	62,990	1,642,464,250
30～34歳	32,083	72,147	2,314,692,201
35～39歳	35,381	78,342	2,771,818,302
40～44歳	37,868	86,717	3,283,799,356
45～49歳	32,355	105,637	3,417,885,135
50～54歳	30,589	136,184	4,165,732,376
55～59歳	34,480	171,240	5,904,355,200
60～64歳	32,857	215,802	7,090,606,314
65～69歳	19,613	281,177	5,514,724,501
70～74歳	6,345	436,176	2,767,536,720
計	414,846	—	49,934,377,046

…(B)

●年齢調整額…(A) - (B) = -268,983,926円

●年齢調整率 = $\frac{\text{年齢調整額}}{\text{宮崎支部総報酬額}} = \frac{-268,983,926\text{円}}{823,688,141,399\text{円}} = \blacktriangle 0.033\%$

⇒年齢調整の結果、年齢調整額が「負の値」となり、宮崎支部は「年齢構成の高い支部」に該当するため、保険料率を下げる方向に調整される。

宮崎支部の保険料率算出について

③所得調整

所得水準を協会の平均と比較した場合の保険料収入額との差額を調整する。

- 全国の医療給付費の総額を支部毎の総報酬額で按分した額

$$\begin{aligned} \text{全国の医療給付費合計} &\times \frac{\text{宮崎支部の総報酬額}}{\text{全国の総報酬額}} \\ = 4,721,865,181,637\text{円} &\times \frac{823,688,141,399\text{円}}{91,401,221,888,042\text{円}} = 42,552,432,835\text{円} \quad \dots (C) \end{aligned}$$

- 全国の加入者1人当たりの医療給付費に宮崎支部の加入者数を乗じた額

$$\begin{aligned} \text{全国の加入者1人当たり医療給付費} &\times \text{宮崎支部加入者数} \\ = 119,720\text{円} &\times 414,846 \text{人} = 49,665,363,120\text{円} \quad \dots (D) \end{aligned}$$

- 所得調整額 $\dots (C) - (D) = -7,112,930,285\text{円}$

$$\begin{aligned} \text{●所得調整率} &= \frac{\text{所得調整額}}{\text{宮崎支部総報酬額}} = \frac{-7,112,930,285\text{円}}{823,688,141,399\text{円}} = \blacktriangle 0.864\% \end{aligned}$$

⇒所得調整の結果、所得調整額が「負の値」となり、宮崎支部は「所得水準の低い支部」に該当するため、保険料率を下げる方向に調整される。

宮崎支部の保険料率算出について

④ 激変緩和措置

宮崎支部の医療給付費についての保険料率(年齢・所得調整後)と全国平均保険料率の乖離率を圧縮する。

● 激変緩和措置後の保険料率

$$\begin{aligned} &= \text{第1号保険料率 (全国平均保険料率)} + \left[\text{宮崎支部の調整後の医療給付費についての保険料率} - \text{第1号保険料率 (全国平均保険料率)} \right] \times \frac{7.2}{10} \\ &= 5.166\% + \left[5.124\% - 5.166\% \right] \times \frac{7.2}{10} \\ &= 5.136\% \end{aligned}$$

宮崎支部の保険料率算出について

⑤ 共通保険料率

	平成29年度	平成30年度	差
共通料率(A + B - C)	4.76%	4.83%	0.07%
A. 第2号都道府県単位保険料率	4.22%	4.07%	▲0.15%
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.56%	0.79%	0.23%
C. 収入等の率	0.02%	0.02%	0.00%
第1号平均保険料率	5.24%	5.17%	▲0.07%
計	10.00%	10.00%	

(注)・共通料率(B)の第3号都道府県単位保険料率及び共通料率(C)の収入等の率には、平成28年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。また、共通料率(B)の第3号都道府県単位保険料率には支部ごとの特別計上分が含まれていない。

【第2号都道府県単位保険料率】

$$= \frac{\text{全国計の第2号経費合計額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 4.07\%$$

※第2号経費
⇒現金給付費、前期高齢者納付金、
後期高齢者支援金等

【第3号都道府県単位保険料率】

$$= \frac{\text{全国計の第3号経費合計額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 0.79\%$$

※第3号経費
⇒業務経費、一般管理費、準備金積立等

【収入等の率】

$$= \frac{\text{全国計の収入等見込額}}{\text{全国計の総報酬額}} = 0.02\%$$

※収入等見込額
⇒日雇い保険料収入、雑収入等

宮崎支部の保険料率算出について

⑥精算の部分

平成30年度の都道府県単位保険料率の算定においては、平成28年度の都道府県毎の収支決算における収支差について精算する必要がある。

$$\text{精算部分の保険料率換算} = \frac{\text{平成28年度宮崎支部収支差}}{\text{宮崎支部総報酬額}}$$

平成28年度の宮崎支部の収支差は約3,100万円のマイナスとなり、その絶対値については支出に加算される。

⑦支部独自事業に係る経費の部分

$$\text{支部独自事業に係る経費の保険料率換算} = \frac{\text{宮崎支部特別計上経費}}{\text{宮崎支部総報酬額}}$$

平成30年度における宮崎支部の特別計上経費は、1,493,000円を予定しております。

▶ 精算部分(0.00376%)と支部独自事業に係る経費の部分(0.0002%)を足した料率は、0.00396%となる。

宮崎支部の保険料率算出について

●宮崎支部における医療給付費についての
調整前の所要保険料率…6.02% (全国平均 5.17%)
【H29年度…6.10% (全国平均 5.24%)】



調整計 ▲0.89%

年齢調整▲0.03%

所得調整▲0.86%

●宮崎支部における医療給付費についての調整後の所要保険料率…5.12%



激変緩和措置を実施

【激変緩和措置】

●平成30年度における激変緩和率は7.2/10(予定) 【H29年度…5.8/10】
全国平均(5.17%)と宮崎支部(5.12%)の差(0.05%)を7.2/10に圧縮する。
 $0.05\% \times 7.2/10 = 0.03\%$

◎激変緩和措置後保険料率 = $5.17\% - 0.03\% = 5.14\%$ 【H29年度…5.21%】



●全国一律の部分… 4.83%

●精算、支部独自事業に係る経費の部分… 0.00%

$$A + B + C = 5.14\% + 4.83\% + 0.00\% = 9.97\%$$

平成30年度における宮崎支部保険料率 **9.97%** (H29年度…9.97%)

介護保険の平成30年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

30年度は、29年度末に見込まれる剰余分(205億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.57%(4月納付分から変更)とする。

※ 30年度政府予算案では、介護納付金は9,729億円と前年度比で129億円の減少の見込み。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額(協会が管掌する健康保険においては、その額から第153条第2項の規定による国庫補助額を控除した額)を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.65%から30年4月以降に1.57%へ引き下げた場合の30年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 3,386円 (69,853円 → 66,467円) の負担減

〔月額〕 282円 (5,821円 → 5,539円) の負担減

(注1) 標準報酬月額を313,805円、賞与月額を年1.491月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は30年度(12か月分)の影響額であり、「月額」については「年額」の影響を12で除したものである。

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		28年度	29年度	30年度	備考
		決算	直近見込 (29年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (29年12月)	
収入	保険料収入	7,877	8,683	8,661	28年度保険料率： 1.58% 29年度保険料率： 1.65% 30年度保険料率： 1.57% 納付金対前年度比 ⇒ ▲129
	国庫補助等	1,557	1,174	879	
	その他	0	0	0	
	計	9,434	9,856	9,540	
支出	介護納付金	9,503	9,858	9,729	
	その他	0	0	0	
	計	9,504	9,858	9,729	
単年度収支差		▲ 70	▲ 2	▲ 189	
準備金残高		207	205	17	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。